

高知縣市町村総合事務組合消防団員等に係る公務災害補償のうち身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則

平成17年2月1日規則第19号  
改正 平成18年9月14日規則第2号

高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第22号）第11条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。